

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則
第 189 条に基づく開示事項)

2024 年 12 月 2 日

サンメッセ株式会社

株式会社 Sinc

2024 年 12 月 2 日

吸収分割に関する事後備置書類

岐阜県大垣市久瀬川町 7 丁目 5 番地の 1
サンメッセ株式会社
代表取締役社長 田中 尚一郎

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 12 番 10 号
株式会社 Sinc
代表取締役社長 田中 信康

サンメッセ株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社 Sinc（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 10 月 23 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024 年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社のコーポレート・コミュニケーション事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日
2024 年 12 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過
本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

本分割において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

分割会社では、承継会社が承継する債務を重畳的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第 789 条に規定する債権者はありません。したがって、分割会社では、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続を行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 29 日付の官報へ公告を掲載しましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。また、知っている債権者に対し異議申述の各別の催告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。

4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である 2024 年 12 月 1 日をもって、分割会社のコーポレート・コミュニケーション事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 12 月 2 日 (予定)

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上